

平成29年度税制改正に関する要請

平成29年度税制改正については、与党の税制調査会において、12月上旬の『大綱』決定に向けて、11月中下旬から本格的な議論が開始されることとなっている。

その中で、特に、「ゴルフ場利用税」の廃止要望及び償却資産に係る「固定資産税」の時限的な特例措置に関する拡充要望が出ているほか、車体課税についてエコカー減税及びグリーン化特例の見直し、森林吸収源対策に係る地方財源の確保（森林環境税（仮称）の創設）が、大きな争点となっていると仄聞している。

これらの税等は、いずれも町村の重要な財源となっており、住民サービスの提供や財政運営に極めて大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、今後の税制改正の検討にあたっては、地方税財源の確保・充実を図るため、下記事項の実現をはかられるよう強く要請する。

1. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、特有の行政需要に対応しており、地域振興をはかる上でも不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

2. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、28年度において時限的な軽減措置が設けられたが、この税は町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策等の手段として見直すことのないようにするとともに、軽減措置は今回限りの特例とすること。

3. 森林環境税（仮称）の早期導入

平成28年度税制改正大綱において、「都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「森林環境税（仮称）」を早期に導入すること。

4. 車体課税に係る市町村税収の維持・確保

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直しに当たっては、税収の確保にも十分配慮するとともに、自動車取得税及び自動車重量税のエコカー減税の見直しについても、町村財政に影響を及ぼさないようにすること。

平成28年11月

和歌山県町村会

会長 小出 隆道